# \_\_\_\_年度 結核に係る健康診断月報

兵庫県知事 様

							年 月分	
実施者	名 称 所在地 TEL/FAX		実 施 者 2.学校長 3.施設の長 4.市町村長					
	連絡用電子メール		T	1	1		別 4. 市町村長	
	対象者区分	事業者	学校長	施設の長	市町		_	
		業務従事者 □学校(教)職員	入学年度 □大学等	収容者 □刑務所	一般位			
		□子校(教/報員 □病院・診療所・ 介護老人保健 施設等の職員 □施設の職員	□八子寺 □高等学校等 □専修(専門) 学校	(20 歳以上) □特養·養護· 知的施設等 (65 歳以上)	<b>65</b> 歳以上 の者	市町村長が必要と認める者	備考	
	対象人員						□年度対象人員 □対象数追加報告	
	受診人員						□年度受診人員 □受診数追加報告	
	未受診者数							
	未受診理由						定期健康診断の対象 だが、受診できてい ない者の理由	
一次検査	X線(直)撮影者 数							
	喀痰検査							
	その他の検査 (間接撮影、 QFT等)							
	更精密検査者数 							
	精密撮影者数							
	喀痰検査者数							
被発見者数	発見された 結核患者数							
	結核発病のおそ れがあると診 断された者							
1 「職員 2 「 3 ラ 4 幸	上の注意 実施者種別」の欄は、記 員について実施したとき 対象者の区分」の欄にな 大受診者理由欄についる 報告時に一次検査未受記 自加報告願います。	きは、事業者として ついては、該当する ては、その理由を詳	報告すること。 項目の□にレ印を 細に記入すること	: :記入すること。 :。			受付	

## 【裏面:注意事項】

- (1) 当該報告書は、法律上、月報報告が必要です。
- (2) 定期健康診断の実施時点、休業中の者は対象外のため、対象者数から除外してください。
- (3) 対象人員≧受診人員 未受診理由は、詳細に記入して下さい。
- (4) 受診人員=X線(直)撮影者数+喀痰検査+その他の検査(間接撮影、QFT等)
- (5) 受診人員には、法第53条の4%に基づくみなし受診分を含めてください。

※1 法第53条の4適用者とは、定期健康診断を受ける者が、健診日の3ヶ月前に定期健康診断に 準ずる内容の健康診断を受け、定期健康診断実施者に診断書等を提出した者。

## 具体例(1) 新規採用職員

定期健康診断が5月に予定され、採用時の健康診断を3月に受診していた場合。

具体例(2) 胸部疾患があるため医療機関を定期的に受診している 定期的に胸部エックス線検査を受診している場合

- (6) 未受診者数=対象人員-受診人員
- (7) 未受診者数のうち、法第53条の5<sub>※2</sub>に基づき、事故等の理由で後日自己受診し、定期健康診断実施者へ診断書等を提出した者は、最終報告時には対象人員から除外してください。

※2 法第53条の5適用者とは、定期健康診断を受けなかった者が、その後、個人的に健康診断を受け、定期健診実施者に診断書等を提出した者です。なお、健康診断実施者が指定した人間ドック受診(予定)者は含まれません。

# 【解説】感染症法第53条の2規定に基づく定期健康診断

○事業者・・・・事業所等で業務に従事する者

. , , , , ,		
分 野	対象	備考
学校関係	小・中・高等学校、高等専門学校、大学(大学院含む)、各種専門(専修) 学校の職員	幼稚園除く
医療関係	病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院の職員	歯科診療所含む
福祉関係	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム、知的障害者通勤寮、婦人保護施設などの職員	社会福祉法第2条第2項第1 号及び第3号から第6号まで に規定する施設

※福祉関係において、特別養護老人ホームには医務室(医療法上の診療所開設)が設置されており、嘱託医師と数名の 正(準)看護師が届出されている。

嘱託医師については、その大半が診療所開設の常勤医師として勤務しており、当該健診の対象外とすることもできる。また、当該医務室職員は福祉関係と医療関係の対象職員として重複するため、集計上、福祉関係の対象施設として計上する。

- ○学校健診・・・・高等学校、高等専門学校、大学(院)、各種専門(専修)学校の学生又は生徒の入学年度 ※各種専門(専修)学校は、修業年限1年未満のもの除く。
- ○施設の長・・・・特養、養護老人ホーム等に入所している者及び刑務所に収容されている者

対 象	対象年齢	備考	
福祉関係施設の <u>入所者</u>	65歳に達する日の属する年度以降毎年度	通所者は対象外	
刑事施設の収容者	20歳に達する日の属する年度以降毎年度	刑務所、拘置所等	

- ○市町長健診・・・・・①原則、65歳以上の住民(法第53条の2第1項の対象者以外)
  - ②結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者。

### (他で受けた健康診断)

第53条の4 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前3月以内に第53条の9の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

### (定期の健康診断を受けなかった者)

第53条の5 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が2月以内に消滅したときは、その事故の消滅後1月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。